

姫島村長

姫島村移住支援事業費補助金交付決定通知書

姫島村移住支援事業費補助金交付要綱第5条の規定に基づき、以下のとおり移住支援金を交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

記

移住支援金

円

○振込予定日 令和 年 月 日

※指定の振込口座に入金されるまでに、数日かかる場合がございます。御了承ください。

※移住支援金は、御登録いただいた以下の口座に振り込みます。

振込先金融機関名：

振込先口座番号（下3桁）：

振込先口座名義：

（備考）

- 1 姫島村は、姫島村移住支援事業における移住支援金交付要綱の規定に基づき、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。
 - ・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - ・申請日から3年未満に村外へ転出した場合：全額
 - ・申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たさず職を辞した場合：全額
 - ・大分県起業支援事業に基づく交付決定を取り消された場合：全額
 - ・申請日から3年以上5年以内に村外へ転出した場合：半額
- 2 【フラット35】地方移住支援型の金利引下げの適用について
 - ・この通知書は【フラット35】地方移住支援型の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
 - ・移住支援金の返還を請求された場合は【フラット35】地方移住支援型の金利引下げの適用を受けら

れない場合があります。

- ・移住支援金を受領した方に対する【フラット35】地方移住支援型の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取り扱金融機関への申込が必要となります。

3 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

- ・この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

※大分県移住支援事業実施要領第4（1）①（ア）移住元に関する要件を満たさない場合については備考2. 3の文言を削除する。

様式第4号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

姫島村長

移住支援金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった移住支援金交付申請については、下記の理由により不交付と決定しましたのでお知らせいたします。

記

不交付の理由

第5号様式（第7条関係）

年度 姫島村移住支援事業費補助金交付請求書

年 月 日

姫島村長

殿

住 所
申請者 氏 名
電話番号

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知があった
年度姫島村移住支援事業費補助金 円を交付されるよう、 年度姫島
村移住支援事業費補助金交付要綱第7条の規定により請求します。

様式第6号（第8条関係）

姫島村移住支援事業費補助金返還通知書

第 号
年 月 日

殿

姫島村長

年 月 日に支給しました姫島村移住支援事業費補助金については、姫島村移住支援事業費補助金交付要綱第8条の規定に基づき下記のとおり返還されるよう通知します。

記

- 1 返 還 金 額 円
- 2 理 由
- 3 返 還 期 限 年 月 日
- 4 返 還 場 所 姫島村役場 出納室